

お客さま各位

「総合口座取引規定」改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は下記のとおり総合口座取引規定を改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用させていただきますので、あらかじめご了承ください。

今後もより一層お客さまのご満足や利便性の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定となる規定

- ・総合口座取引規定

2. 主な改定内容

定期積金の掛金を口座から引き落としする際、総合口座における貸越金が発生する場合は、口座からの引き落としを行いません。

3. 改定日

2023年3月20日（月）

4. 新旧対照表

■総合口座取引規定

9. 当座貸越（1）

改定前	改定後
(1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。	(1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。 <u>ただし、当座貸越金をもって、定期積金の掛金払込みは自動支払いいたしません。</u>

以上